

平成 24 年度第 2 回 滋賀県中小企業振興審議会 会議議事録

1 日 時

平成 25 年 3 月 26 日（火） 10:00～11:30

2 場 所

滋賀県庁東館 7 階 大会議室

3 出席委員

第 1 号委員

川瀬重雄、高田紘一、高橋政之、中川浩、西川健三郎、宮川孝昭

第 2 号委員

肥塚浩、辻田素子、野本明成、森下あおい

第 4 号委員

大日常男、辻井美智子、中村初子、藤岡順子、渡邊僖子

※敬称略、五十音順

4 内 容

■開会

（会議成立確認）

■議題

（1）平成 25 年度中小企業活性化施策の実施計画について

（事務局から資料により説明）

<会長>

ご苦労様でした。実施計画案についてご説明がございました。それでは、ご意見なり、ご質問なり、あるいはご要望等をお伺いしたいと思います。どうぞ。

<委員>

私は、この中小企業活性化施策は、非常にいいタイミングでつくっていただいたのではないかと考えております。昨今のアベノミクスの効果と申しますか、非常に経済の活性化につけての動きは活発になりつつあるのですが、まだ実態面では非常に厳しい状態が続いておまして、我々としても、皆さんの声を聴いていますと、株が上がったり、円が下がったりすることは分かるけれども実態面は非常に大変だということです。市町との協力関係などは条例として書けないと言われていることについてですけれども、我々市町でも、

例えば私は長浜市なのですが、長浜市の経済産業計画のように、地域の産業に対してどうしていくかということについては、おそらく各地域一生懸命取り組んでいただいておりますし、それに対する予算もついております。ここには書けないということなのでしょうけれども、実際ここをどうつないでいくかというところが、非常に効果が大いいのではないかと思います。やはり、市町が地域の中小企業商店街にそれぞれ一生懸命考えていただいているのと、県が考えていただいているのとを、我々が実行していく中でどのように連携をとっていくか。このことによって、相当効果が違うと私は思います。例えば、商店街の空き店舗について、県は各地域の空き店舗と連携をとっていくということですが、長浜の場合の例でいきますと、地域にそういう会社をつくってござりまして、その会社に地域の商店街の方が自分たちの空き家を使ってくださいということになっています。これは、先ほどおっしゃったように、信頼性の問題があり、また、地域にいろんな方が入ってこられますと周辺に迷惑をかけるというような考え方から、家をお持ちなのですからけれどもなかなか貸すことが難しいということなので、我々は別会社で契約をして借り入れて他に転貸するというを行っています。これは、地域によって相当違うと思うんですね。地域によって相当進んでいるところと、まだまだそういうことをあまり行われてないところがあると思いますけれども、その辺をしっかりとつかんでいただいて空き店舗をうまく活用していくことが必要です。問題は、どなたに借りてもらおうかということなのです。やはり、全国銘柄で入ってこられる商店の方も多いです。そういう方は、基本的に地域のことはあまり考えずに、結局連携をとらずに単独でされていますので、商店街としては非常に困る場合もあるわけです。そこをよよく考えて、本当に店を借りてうまくやっていただける人に借りていただければいいのですが、これはかなりその地域の実情をしっかりとつかんでもらわないと間違いが起こる可能性があります。また、貸す方も長年そこに住んでおられた方がお持ちですので、地域の影響を考えると、なかなか消極的な場合も多いです。県がその辺りの情報をどうとられて、どう実施されていくのか分かりませんが、十分気をつけてやっていかなければいけないところもあると思います。私の経験から申し上げましたが、できればその地域の市町の行政と協力している商工会、商工会議所と連携をうまくとっていただけて実行していただくようお願いしたいと思います。

<会長>

はい、どうぞ。

<事務局>

商店街の活性化について、空き店舗等も交えてご質問をいただきました。来年度、一つは、今おっしゃっていただきました商店街の空き店舗のマッチングを県域で行う事業をさせていただこうと思っております。具体的には、県域でやるのですが、貸す方も各商工会・商工会議所などのアドバイスがないと安心していただけないということもありますので、十分、商工会・商工会議所と連携をとりながら行っていきたいと考えています。また、貴重な財産ですので、不動産のプロの宅建協会にも協力を求めながら進めていきたいと思っております。それが商店街の空き店舗の関係です。

もう一つは、商店街の全体を活性化していくのが重要だと思っております、ゼロ予算

事業ではありますが、「商店街ルネサンス研究会」を実施しようと思っております。商店街の活性化というのは、地元の市町の問題でもあります。また、商店街自らが考えていただく問題でもあります。そこに、県と、アドバイスを行う国の外郭団体がありますのでそこにも入ってもらい、地域の資源を掘り起こしながら商店街を活性化するという事業にも、取り組んでまいりたいと考えております。

<会長>

他に、何なりとどうぞ。

<委員>

毎年度きちっと計画を立てて、しかもそれを見直していくということで、それは大変機動的であり重要なことと思っております。同時に、施策の見直しというか評価に関わって、毎年見ていくということと同時に、1ページのところでも3年程度という表記もありますので、この6ページのところの見直しということについては、毎年していくということと同時に、3年でも何年でもいいのですが、一定の期間をあけて、中小企業の活性化施策について中期的な評価もしていくことが必要かと思っておりますので、そういうことももし可能であればこういうところに記載するか、あるいは、今後中小企業活性化審議会が設けられるでしょうから、そのようにされていくことが必要かと思うことが一点です。

それと、先ほど市町の話をしていただいているわけですが、これについても連携を図るということが、具体的に、推進のための措置であるとか体制のところ、具体的な内容を踏まえて連携の形をわかるように示していただければどうかというのが二点目です。

それから、私は、大学の関係者でもあり、昨年度まで、環びわこ大学・地域コンソーシアムの代表幹事もさせていただいていました。大学との連携ということで、もちろん、今後調査研究等の協力をいろんな大学がしていくのは当然のことではありますが、人材の確保ということとのかかわりでいいますと、25年度はこういった形なのですが、是非、26年度以降、私が所属している大学は特に大企業志向が強すぎてよくないのですけれども、そうでないような魅力のある・成長志向のある中小企業が存在する、しかも地元が存在するということについて、学生の理解を促進する取組をするということにも光を当てていただいて、そういった取組を大学や大学の連携組織と進めていくことが大変重要と思っておりますので、そういうことについても、今後ご留意いただければ大変ありがたいと思えます。

<会長>

どうぞ。

<委員>

今回、中小企業の活性化の推進に関する条例については、ご配慮いただきまことにありがとうございます。私は、現在、全国団体の副会長ということで、いろいろ国と折衝をしておりますが、24年度の補正予算におきまして、200億という大きな補正予算を我々の全国団体にいただきました。これの使い道は、もちろん海外進出もさることながら、やはり、

地元の活性化にかなり大きな金額がみられております。そうした中で一番大きいのはやはり、滋賀県においても、全国的にも、80%以上が小規模事業者ということがご理解いただいておりますように、製造業にあっては20人以下とか、それ以外は5人以下とか、とにかく我々の団体においては小規模の従業員の会社あるいは個人が多いわけです。県では幸い条例をつくっていただいたわけですが、そういったことから、今度、国において、小規模企業基本法というものをつくっていただくよう、国会を含めて先生方をお願いし、また中小企業庁もその気になっていただいて、運動をしております。中小企業基本法の中には、我々「小規模企業にも配慮する」という一点だけしかなく、小規模企業というものに光が当たるような法律はありませんので、今回、「小規模企業基本法」をどうしてもつくっていただきたいということで、話をしております。そういった中で、おそらく、次の国会には何とか制定されるであろうという見通しはついております。先ほど申し上げました200億の補正の金額を、もちろん滋賀県にもどれだけいただけるかわかりませんが、この中で、例えば、観光事業において3分の2が国の補助で、あとの3分の1は自己負担で持ちなさいとなっております。それを、県として、活性化施策の中に組み入れてもらえるかということも一つお聞きしたい。

それと、例えば、東近江でいうと、能登川の駅前に道しるべというのが団体で立ち上げております。その看板等、パンフレット等に対し商工会の厳しい予算を使って滋賀県下の観光開発に取り入れていきたいと考えておりますので、是非とも活性化施策に載せていただければありがたいと思っております。3分の2は国の補助金ですが、3分の1は個人や団体でもちなさいとなっておりますので、この辺の協力をお願いしたいと思えます。

この200億のお金が、滋賀県に1%としても2億あるわけですが、それぞれの団体のやる気で金額が変わってくると思えます。200億円の基金とありますが、取り崩し可能な基金です。1年半あるいは2年で使いきりと期限が切られておりますので、使い切ることになりますが、やはり費用対効果がないと基金は使えませんので、この点も含めて滋賀県で協力していただければありがたいと思えます。よろしくお願ひします。

<事務局>

どうもありがとうございます。

お二人の委員の話を順番にお話させていただきたいと思えます。

まず、お話をいただきました市町との関係ですけれども、市町との関係につきましては、先ほど条例に書けないと申し上げましたが、それにつきましては、市町の役割を条例で「市町は何々するものとする」と書けないというのがたまたま法令上あるわけですが、私どもとしては、実際に市町との連携を図っていきたいと思っております。

それと、大学コンソーシアムとの関係ですけれども、先ほどご提案いただきましたように、確かに、大学コンソーシアムには今回条例をつくるに際しても説明の機会を設けていただくなど大変ご協力をいただきました。今おっしゃいました人材確保の話になりますけれども、これは来年度の課題としまして考えていきたいと思えます。

次にいただきました小規模企業の話でございますが、先ほどおっしゃった200億の話は「地域力活用」という補助金と承知しております。団体様の方から情報などいろいろ提供をいただいております。ただ、今回、25年度予算につきましては、

既に予算が決まってしまった関係がありまして、即座にすぐ対応するという事はなかなかできませんが、今後の地域力活用の国の補助金の状況をもう少し勉強させていただいて、今後連携策を考えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<会長>

どうぞ、他に。

<委員>

まずもって、県議会を通されてご苦労さまでした。我々も敬服いたします。

今後どう進めるかがポイントかと思っておりますが、やはり、7ページの「中小企業支援課」、これの働きが、これからだとは思いますが、大事だと思います。それと、まだできていませんが「中小企業活性化推進本部」ですが、これは非常に良いと思っております。横断的で、中小企業が真ん中にあるということですが、これは非常に大事です。それぞれの部署でやっておられたと思っておりますが、概念として中小企業が真ん中にある、そのために何をすることが事務局からも説明がありましたように、これで明確になったと思っております。

そして、P D C Aです。これを回すにはプロセスの監視が必要なのです。単に回したところで評価できない。プロセスの監視は、どのポイントの数値を押さえていくか、来年はどうありたいという目標値を押さえていかないとどうしたらいいかが施策としても出てこないんですね。我々中小企業は、いろいろ情報をとって、経営資源を投入して、経営上頑張りますが、その頑張っている方向と今できた条例と、それから中小企業支援課、そして横断的組織が活性化審議会の中身であるわけです。もう一回言いますが、やはり監視のポイントを明確にした方が良いでしょう。今思いつくのは、いろんな業種の企業が増えているのか減っているのか、いわゆる中小企業の件数ですね。倒産件数もその中でどんな業種が減っているのか、どうしていかないといけないのか、あるいは雇用が減っているのか増えているのか、これには地域性もありますし、業種性もあります。そのデータもここには書いておられますけれども、その辺りがポイントになってきて、どのように、どこに何をしていくというのを、中小企業の経営者と皆さんと議論をする場が活性化審議会になっていく、なっていけると思うのですけれども、その意識を持ってやっていただければ私も非常にうれしいと思っております。よろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございます。先ほど委員からもご指摘がありましたけれども、監視の方法とか評価の方法ということになると思っております。ここには、詳しく今後の評価の方法を書かせていただいておりますけれども、今後しっかり考え方を整理していかないといけないと思っております。先ほど申しましたように、1年間ですぐに達成できるものではありませんけれども、中小企業の活性化そのものの状況が一体どうなっているのか、今おっしゃいました倒産件数で見ると良いのかどうか分かりませんが、2ページにありますような様々な指標があります。こういうこともきちんと示しながら現在の状況がどうなのかを見て、それを施策に反映していくということが必要だと思います。

それと、今おっしゃいました活性化審議会の件ですけれども、活性化審議会というのは、

こういう形で見直すというようなことを最終お諮りするような形になると思います。それ以前に、これまでから各団体へ出向いて行って意見を伺う、あるいは各地域へ出向いて行って地域の商工会議所、市町の方々、あるいはハローワークの方々と一緒にお話をするというようなことをやってきたわけですが、そういうことにつきましては引き続きやっていて、そういう意見を集約した形で、ではこういう形で改めたいと思うがどうでしょうというように審議会に諮らせていただきたいと考えております。また引き続き審議会以外でも、ここにおられる皆さんにもお世話になりながら、関係者の皆さんのご意見を伺っていきたくて思っております。よろしくお願ひいたします。

<会長>

はい、どうぞ。

<委員>

事前に資料を送っていただきましたので、思ったところを3点ほど申し上げたいと思います。

まずもって、今回の実施計画は非常に詳細に出来上がっており、取りまとめのご尽力に敬意を表します。ただ反面では、複雑かつ多岐にわたっておりますので、中小企業の経営者にとっては「施策が分かりにくい」とか、「煩雑で面倒だ」という声が出るのではと考えます。これを払拭するには結構、力があるのではと思います。そこで、例えば大企業のOBの方だとか、あるいは行政や各種団体のOBの方が間に入って「こういうものがありますよ」というように、施策を実際に担当される方と協働して創り上げる仕組みを考えてはどうかと思います。立派な施策ができてなかなかそれが浸透できないとか、PDCAの形はあってもポイントのCとAが機能していないということにならないように、工夫をされることを提案申し上げるのが1点目です。

それから4ページ、5ページの具体的施策の中からの指摘ですが、既に平成25年度の主な施策は決まっているようではありますが、例えば「人材育成」については、この頃は会社に入って1年以内に辞めてしまう人が多くいます。そこで、高校生も大学生も、インターシップの充実とか、トライアル雇用の採用など、前もって雇用する側も学生側もお互いに安定した雇用ができる仕組み、ミスマッチの起こらない仕組みなどが、もっと積極的に出てきてよいのではないかとというのが2点目であります。

3点目は5ページの産業分野の特性に応じた「中小企業の活性化」についてであります。確かに空き店舗のマッチング等は書いていますが、従来のメッセ(出会いの提供)の域から、マッチング(取引の仲介)の域に進めるために、実際にビジネスマッチングの場を積極的に設けていただき、かつ、そこで仲介をする人(アドバイザー)を設置することで、多くの成功談を生み出してやれば、中小企業の活性化に結びつくのではないかと考えます。

26年度以降になっても結構ですのでご検討いただきたいと思います。

<事務局>

ありがとうございます。一番目にご指摘いただきました実施計画の分かりづらい点ですが、この実施計画は私どもが初めてつくらせていただいたわけですが、今回、特に各部局

の施策をそれぞれ中小企業の活性化という目から見てどうかという形で広く盛り込ませていただいたこともありまして、そういう意味では、大変分かりにくくなっていると思います。この計画そのものも、今後また見直していかなければならないと思っておりますし、具体的に分かりやすさも考えていかないといけないと思います。ただ、具体的な中身につきまして、実際の施策をどう実施するかについては、特に、商工業者さんに対して具体的な施策を伝えていただくのは、やはり商工会、商工会議所の経営指導員さんや中小企業団体中央会の皆さんだと思います。条例で規定されている中小企業に関する団体の役割が大変大きいと思っておりますので、そういう方々に是非ご理解をいただくような場を設けて、例えば今回、毎年のように4月の12日に施策説明会をさせていただくわけですが、そういう場でもきちんと説明させていただき、また、個別の事業には個別の課から説明させていただくようなことで、伝わるように努力をしていきたいと思っております。

人材育成やマッチングアドバイスの件については、いろいろご指摘をいただきました。これにつきましても、来年度以降の見直しの中で是非考えていきたいと思っております。

<会長>

はい、どうぞ。

<事務局>

人材育成につきまして、委員のご指摘のとおり、今、若者の中で早い段階での離職が多いことがございます。そうした中で、これまで滋賀県では、「三方よし人づくり事業」を行っております。そこでは、人材育成をしまして、中小企業さんとマッチングを行っているわけですが、その人材育成の中で、「トライアウトワーキング」ということで、企業で何週間か仕事を体験してもらうということを通じてマッチングを行っております。これまでの三方よしで就職した若者については、定着率が非常にいいという状況もありますので、マッチングと併せた職場体験といった部分が大事と思っております。その辺については、次年度以降、検討させていただきたいと思っております。

<会長>

他にご意見等は。はい、どうぞ。

<委員>

二点ですが、一つは、各関係者の役割がいろいろ説明されたかと思いますが、大企業者の役割といったところをもう少し広く捉えたほうがよいのではないかと今思い始めています。条例の3ページとかですと、中小企業との取引の拡充とか、既存の組合等への加入とかいう形で書かれていますが、先ほどから話題になっている「中小企業の人材育成」といったところで、もっと大企業を取り込む必要があるのではないかと、今、いろいろお話を聞いていて、そんな気がすごくしています。大企業との取引の拡大というその前の段階として、大企業がどんな技術を持っているのかとか、中小企業の人材がどう問題なのかとか、大企業側のニーズと中小企業側の実態のギャップを埋めるに当たって、大企業側にも積極的に参加いただいて、必要な人材を育てていくといったようなことがあれば、少し時間は

かかるかもしれませんが、県内企業の人材のアップにもなりますし、大企業との取引拡大といったところにつながっていったら、そういったプログラムをつくるに当たってもつくりやすいのではないかという気がしているのが一点です。

もう一点は、これも関係団体との話になるかもしれませんが、薬と建設に関してはそれなりの予算もついて、他の部局と一緒にという姿勢が非常に強く伝わってくるのですが、農業に関して予算的にも非常に弱いという印象を受けています。これは滋賀県のそういうレベルでいいという姿勢なのか、それとも将来的にはこの辺りも更に強化していく意思をお持ちなのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

<会長>

はい、事務局。

<事務局>

人材育成で大企業との関係・連携とのご指摘ですが、来年度、この計画の4ページの真ん中2番目の「中小企業の経営基盤の強化」のところで、アの真ん中ですけれども、「中小企業人材育成支援事業」というのを25年度新規事業で考えております。これは、高等技術専門校に「中小企業人材育成プランナー」を配置しまして、まず、人材バンクの部分、それから県下の中小企業の人材ニーズ等を把握しまして、その中から研修というか人材育成のプログラムを徐々につくっていくという事業です。当面、来年度からスタートしますが、今後そういった中で大企業のノウハウというものも取り込んでいければと思っています。徐々に実施しながら充実させていきたいと考えています。

<事務局>

もう一つ農業の関係です。農業者そのものは、条例の定義の中で中小企業者そのものに入っておりませんので、農業者そのものを支援するという事にはなっていません。それは、まさに農政水産部がやっているということになるわけですが、農商工連携、いわゆる農業者が作られた物についてその販路を広げていく、あるいは新しい製品を開発していくことにつきましては、この中でもそれなりに力を入れております。先ほどの5ページをご覧くださいと、下の所に二つ書いています。一つは「農商工連携スタートアップ事業」です。これは、ある意味、国の縦割りですが、「農商工連携」という事業と「6次産業化」という事業があり、上は経済産業省関係、下は農林水産省関係の仕事です。そのマッチングを進めていくためのスタートアップ、つまり、これらの国の事業につながるように、農業者側の方、商工業者側の方がそれぞれの研修をしていただいて、実際の物を出し合っていて、国の事業に応募していけるような準備を県でお手伝いしようというのが「農商工連携スタートアップ事業」です。下の「6次産業化活動連携推進事業」といいますのは、「6次産業化」というのは国の施策で、認定を受ければ低利融資を受けられる制度で、既にそういった認定を受けられた業者がおられるわけですが、そういうところとそれ以外の食品事業者、流通事業者、観光事業者などの関連の業者さんが連携して新たな商品開発をされる場合に、その取組を支援しましょうというのが、農政水産部の事業ですけれども、今回新たに実施される事業になります。そのようなことで、農業というものを中小企業の

活性化と捉えた事業としては、今年は2つの事業を挙げさせていただいております。これの実施状況を見ながら考えさせていただければと思います。

<会長>

はい、他に、遠慮なく。

<委員>

実はまだ、今日で終わろうかという審議会ですが、2回しか出席させていただいてないので、もう少しプロセスも分からないまま、今日の資料も拝見しながら、自分の意見を言わせていただきます。

私たちの団体では、今回の条例を非常に期待してほしいとメンバーの方に訴えてきました。おかげさまで、その部分は非常に吸い上げていただいたり、気をつけていただいたり、本当にありがたいと思っています。

特に、前回は出席させていただいて話をしましたが、先ほども何人の方がおっしゃっていることについてです。やはり、県がある、そして市町がある中で、県がいかにリーダーシップをとって市町にどう反映させていただくかという話も前回させていただきましたが、先ほどから何人からも出ておりますので、その辺りを是非、リーダーシップをとるところをしっかりとっていただきたいと思います。

今回は、商店街問題や土木の方へもとお話をいただきました。行政の縦割りというのか、課だけで終わらずに、県全体が横との連携をとりながら、中小企業をどうしようということへももっとつながってってもらえればと思います。特に私たちの団体は建築業界の方が多くいらっしゃいますので、かなり私も要望を聞いております。そういう意味では、少しでも出していただけたという思いがしますが、中小企業は本当にたくさんの部分がありますので、縦割りだけではなしに、各部・各課とも連携をとりながら、もっともつときめ細やかな部分をやっていただけたらありがたいと思います。

それと、地場産業もたくさん取り入れていただいておりますし、うれしい限りとは拝見していますが、少し偏っている部分もかなりあるとは思いますが。陽の目を見る地場産業にはかなり応援をいただいているんですが、陰ながら、日陰の身というのは語弊があるかも分かりませんが、100年も200年も続いてきた企業や、企業というよりも個人の父さん・母さんが二人でやっているような地場産業がかなりまだ滋賀県にもあります。100年も200年も続いてきた、そういったところも脚光を浴びてもらえたらという思いです。どうしても、我々業界もそうですが、新しい分野へは非常に応援をいただけるのですが、100年、200年前のものに対してはなかなかご理解がいただけないというのが、地場産業としては寂しいかという思いもしますので、お含みだけいただいて、お答えいただきたいということではないのですが、脚光を浴びていただきますと、長年やってきた地場産業が元気づくのではないかと思います。

あと一点は、人材育成のことについて、先ほどからも出ております。地場産業というものにはほとんど人がありません。先ほどからいろんな説明があって、インターンシップやいろんなことも受け入れてきているのですが、働こうという方は非常に少ないです。本当に悩んでおります。具体的な例なのですが、私個人のことですが、京都人材センターまで

人材をお願いに行っています。滋賀県にはハローワークを含めそういう部分がありません。私が言いたいのは、京都人材センターというのは、各管理者のバンクなので、そこへ行くとも管理者の経験者の方に来てもらえます。モノづくり支援室が彦根商工会議所にできましたが、こんな話を彦根でしてしましたら、先だってパナソニックさんが工場の人を減らさないといけないので、ものづくりだけでなく、人ももっと紹介していきたいという話をしておられました。そういった意味では、まだまだ大企業で埋もれた方が滋賀県にもおられるので、できたらそういう方も人づくりの中に入れていただいて、我々の零細や地場産業などの脚光の浴びないところへももっともって人が来ていただけるようになるような思いをしておりますので、コメントは結構ですが、次このようにしようというようにお考えいただければありがたいと思います。

<会長>

どうぞ。

<委員>

先ほどの意見の後を引き継ぐような話ですが、県の部局横断的な施策として、薬業とか建設業とかの対策は、大変結構なことだと思います。総合特区については、結果的に残念ではありましたが、滋賀県ではモノづくりは非常に大事なのですが、成長著しい医療あるいは健康分野での事業機会の増大を図ることは重要なことだと思いますので、事業内容をブラッシュアップしていただいて、引き続きご尽力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<会長>

他にどうですか。

<委員>

いろいろ施策が出てきて非常に良いと思っています。ただ、中小企業活性化の施策といっても、最終的には個別の企業の活性化につながらないとどうしようもないと思います。個別の企業については、抱えておられる問題がここに挙げてある全部ではないのです。そのうちの幾つかが問題となっており、それぞれの企業によって違うわけです。そのようなところで、相談窓口として今度つくられる「中小企業支援課」ですけれども、ここは、基本的には商工会議所などに支援される方がおられると思いますので、そういった方々とのネットワークを使いながら、個別企業に対し施策はどういった組み合わせがよいのかを構築してあげるのが一番よく、そこに合わせた施策を適応してあげれば最終的にはよいのではないかと思います。中小企業支援課にお願いしたいのですけれども、そういった支援のネットワークを早急につくられて、個別の企業に何が必要なのかということを含めて、今いろんな施策がありますので、そのどれを使えばよいかというようなことに取り組んでいただければと思います。

<会長>

はい、どうぞ。

<委員>

読ませていただいて、非常に細やかな配慮があって、よいものをつくっていただいたと思うのですが、特に、弱みというところで、本県でも挙がっており、先ほどから人材というところで非常に議論がありましたけれども、二つ目の「販路・販売」というところにも、今回、このタイミングで基金事業として「海外展開の総合的な支援」が挙げられているのは非常にタイミングとしていいところだと思います。「総合的な支援」というところで書かれており、細かいことになりますが、海外への展開というのはここ近年非常に考えてらっしゃる企業がおられますけれども、出たときには「滋賀」というよりは「日本」ということになっていくわけで、そうしたときに、そのサポートの中に「日本」という大きな部分でのサポート、つまり、文化的な考え方であったり、プロモーションやプレゼンテーションといったところも入った形で支援する必要があると思います。おそらく、こちらは滋賀と言っている側は日本ということになり、そこにギャップがあるのはもったいないことなので、もちろん滋賀ですけれども、その大きなところでの支援というものも、中小企業が出て行くのであればより強く必要かとは思いました。

もう一つは、非常に細やかな施策そして仕組みであるということは、反面、先ほどからも出ているように、それが情報提供としてどこまで届くかということが問題となってくると思います。それにはスピードということもあって、これも25年度ですので、こういった非常に細やかで、でも非常にたくさんあるものというのを動かしていくためには、とにかくスピードをもって、そして細やかにそれを届ける仕組みが必要かと思います。小さな事業所だと組合に入っておられないというところは、地場産業であっても段々多くなってきていると思います。私も関わっている中で、やる事業を伝えようと思ったときに、組合に入っておられないのでなかなか伝わらないというところがあって、残念なこともあります。また、事業の細かいものの中には、組合を一つの単位としてしか受け入れないものもまだ若干あるようにも思います。そういうようなものについては、もう少しフレキシブルに対応するということも含めて、とにかく小さな企業の事業体のところにもこうしたよい条例が行き届くようにしていただきたいと思います。私自身もそういうようなサポートを考えながらいきたいと思っております。

<会長>

はい、どうぞ。

<委員>

私は商店街の一つの薬局を営む人間として来ておりますが、この度、新規事業として空き店舗対策に目を向けていただいたことが非常にありがたいと思っております。しかし、私たち商店街の悩みというのは、もちろん空き店舗が充実することは大事なことです、全国的に言われますようにドーナツ化現象によって住民がいらないのです。私たち小さな商売を営む者にとっては、やっぱり、歩いてとか自転車で来られるようなお客様が近くにおられないと成り立っていかない。どんどんそれで空き店舗が促進していくわけです。空き

店舗対策をしていただくのは非常にありがたいのですが、買い物をする住民を増やす施策というのは、言っているのかわかりませんが、私たちには一番です。地元のお客様と密着した人間として望むところは、住民が増える施策をしていただかないと、商店街はつぶれてしまいます。今、そういう危機に私たちは直面しています。それをどこに持っていったいいのかわからないので、今日は発言させていただいたんですけども、空いているところを埋めるのであれば、空いたお家を埋めていただくような施策をもう一つ加えていただければありがたいと思っております。

<会長>

時間も押してきました。他にございませんか。では、まとめてください。

<事務局>

皆さんにたくさんご意見をいただきましてありがとうございます。それぞれ出していたご意見については、これはある程度対応しているなと思うのもあれば、なるほどそういう点は全然対応できていないというものございました。本年度は実施計画につきまして条例と並行してつくった関係もありまして、皆様のご意見を十分実施計画の段階で反映することができませんでした。来年度からは、フルのスケールで毎年度のローリングに入ってまいります。来年度の施策の構築に向けまして、今いただいたご意見も含めまして、是非考えさせていただいて、反映できるものは反映させていただくように努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

<会長>

私から最後に、要望ということになると思うのですが、25年度こういう具体的な施策を展開していただくということで大方の賛同を得られたので、是非、これを実効性のあるものにしていただきたい、また、検証が大事であるというご指摘がありました。新しい審議会を活用されながらその辺をしっかりとやっていただきたいと思えます。

もう一つはやはり、機動的な対応という点では、アベノミクスの第三の矢というのを皆さん今注目しておられると思えます。つまり、国としての日本のこれからの成長戦略をどうするか、どういう骨格が出てくるかということですけども、これから日本経済を活性化する上で、こういった方向に国として力を尽くしていくのだという衆知を挙げたプログラムがおそらく出てくると思うので、それを受けて滋賀県の中小企業の皆さんにどのようにそれを展開していくかは極めて重要なテーマだと私は思いますので、その辺りは、国の施策が出たら即審議会を活用されるなり、当然、関連部署で采配を振るっていただくことは大事でしょうけれども、タイミングを失することなく、取るものは取るという気持ちで積極的に対応していただくといった機動性を発揮していただくことを強くお願いしておきたいと思えます。

それから、もう一つは、農業について先ほど委員の方からご指摘がありました。個人的な意見かもしれませんが、農業県滋賀県のこれからの新しい展開という点では、TPPを受けて立つという国の施策が出た中で、それでは零細農業を含めたその活性化についてどうするのかというのも、おそらく国の施策として大きなテーマとしてこれから展開して

いくと思うので、それは農政の方に任せておけばよいというのではなくて、やはり企業レベルで、法人が農業に新しい観点で取り組むという視点がおそらく滋賀県経済の活性化の相当大きな柱となると思いますので、その辺りは視野に入れながら、今後の展開について機動的に、決めたからこれでやるというのではなくて臨機応変に、頑張っていたきたいと最後をお願いしておきたいと思います。

時間がまいりましたので、こんなところでよろしいですか。

2年度にわたって、皆さんが真剣に審議していただいて立派な条例ができましたので、是非これに魂を打ち込むようにこれからも頑張ってくださいようお願いし、委員の皆さんのこれまでのご助力に心から感謝申し上げまして審議会を終わらせていただきます。ご苦勞様でした。

<事務局>

どうもありがとうございました。それでは閉会に当たりまして、滋賀県商工観光労働部長よりひと言お礼を申し上げたいと思います。

<商工観光労働部長>

終わりに当たりましてひと言お礼を申し上げたいと思います。委員の皆様には昨年度来、本県における中小企業振興の基本的なあり方をテーマにして大変熱心にご議論をいただきまして、昨年5月には会長様から知事に答申をいただいたところでございます。また、本年度になりまして、条例の検討案と、本日は実施計画の内容について、また大変貴重なご意見を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。お陰をもちまして、昨年11月には県議会で条例が可決されました。また、この2月議会で基金の設置について承認をいただき、また、来年度予算についても可決いただいたところでございます。また、4月からは、条例推進のエンジンとなります「中小企業支援課」という課を新設することにしております。そして、本朝一番には、県政経営会議がございました。これは、知事をトップとする部長会議ですけれども、ここで、本日も説明させていただきました中小企業活性化推進本部を正式に県として立ち上げるということを決めていただいたところでございます。県としましては、着実に、条例施行に向けまして準備を重ねているところでございますが、今、会長からもいただいたように、条例をつくったこれからは魂を入れていかなければならない局面に入っております。今後とも県政の重要課題としまして、県を挙げて中小企業が活躍できる元気ある滋賀をつくってまいりたいと考えております。引き続きご支援をお願いしたいと思います。

中小企業振興審議会としての会議は、本日が最後ということになります。来年度からは、中小企業活性化審議会として再スタートすることになります。委員の構成につきましても、これから変更が生じてくるということになりますが、委員の皆様におかれましても、今後とも、県の商工観光労働行政にご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。